

事務事業評価の評価結果について（平成28年度の事業に対する評価）

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
福祉政策課	社会福祉事務所管理運営事業	社会福祉事務所における事務及び予算等の調整、各福祉事業の施行事務及び市単独事業の調整を行うことにより、効率的な事務執行及び円滑な事業の推進を図ることで、市民福祉・地域福祉の向上に努めます。	効率的な事務執行	福祉事務所における各種事業経費に直結しない管理運営に係る経費の縮減が事業の成果であると考えられる部分もありますが、各事業の量から影響を受ける部分もあり、事務所全体の業務の状況に応じて、効率的な事務執行を図ることが事業の目標であると考えられます。			効率的かつ合理的な事務の執行による福祉事務所の円滑な運営	社会福祉事務所の円滑な運営ができました。	4	社会福祉事務所における事務及び予算等の調整、執行を適正に行い、効率的な事務執行及び円滑な事業の推進ができました。	現状維持	事務及び予算等の調整、執行を適正に行うことにより、更なる効率的な事務執行及び円滑な事業推進を図ります。
福祉政策課	社会福祉施設等管理運営事業	高齢者、身体障害者、母子寡婦などの健康及び福祉の増進並びに教養の向上を図るために設置している社会福祉施設において、効果的、効率的な管理運営を行い、施設利用者のサービスに努めます。	施設の利用者数	施設の設定管理についての成果は、多くの市民が利用していただき各施設の利用目的とするところに寄与することにあるため、当該施設の利用数を成果指標とし数値目標を設定します。	144,000人	120,549人		津市北部市民センター、津市西部市民センター及びふれあい会館ともに利用者は減少しました。特に、両市民センター老人福祉センターにおける機能回復訓練室の利用者が計7,600人ほど減少しています。	4	社会福祉施設全般において、利用者は減少傾向にありますが、地域住民の交流の場としての役割があり、市民の健康の保持・増進、教養の向上及び福祉の増進を図るための事業が推進されています。	拡充・充実	各施設ともに、経年に伴う施設の老朽化による大規模修繕が必要になってきており、設備品も含めた計画的な修繕・工事計画を検討し、地域住民が利用しやすく、喜んでいただける施設の維持又は改善に心がける必要があります。
福祉政策課	地域福祉推進事業	地域における福祉活動の推進を図るため、津市社会福祉協議会及び福祉団体への支援を行うとともに、津市地域福祉計画の推進を図り、公助の役割として自助・共助の仕組みづくりを支援します。	各団体の活動状況及び地域福祉取組状況	各団体の事業計画に基づく活動の遂行並びに津市地域福祉計画に沿った地域及び行政等の取組			各団体に対して助成を行うことにより、津市地域福祉計画に沿った地域福祉の推進を図ります。	津市社会福祉協議会及び各団体の活動実績及び活動状況を検証しました。地域福祉推進委員会において、事業の検証及び評価を実施しました。	4	津市社会福祉協議会及び各団体の活動を支援するために補助金を交付するとともに、津市社会福祉協議会及び各団体等との連携を図り、地域福祉の推進を図りました。	拡充・充実	地域福祉の推進に当たり、津市社会福祉協議会及び各団体への支援を継続するとともに、津市社会福祉協議会及び各団体等との連携の充実を図り、地域福祉推進体制の強化に取り組みます。
福祉政策課	臨時福祉給付金給付事業	平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い人への経済的負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給する。	円滑な給付金の支給	制度の趣旨を鑑み、円滑に給付金を支給する			円滑に給付事務を執行する	窓口における受付事務、電話等による問合せに対する対応、及び支給に係る円滑な事務執行を行うことができた。	4	消費税率引上げの影響等を踏まえ、低所得の住民に与える負担の影響を鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金の支給を実施するもの。	現状維持	所得の低い人が必要な消費を控えることのないよう、滞りなく支給事務を進めるとともに、当該支給制度の幅広い周知を図れるよう努めます。
福祉政策課	災害救助関係事業	災害及び火災により被害を受けた市民に対し、災害見舞金、災害弔慰金等を支給することにより、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とします。	適切かつ円滑な事業の実施	災害の発生に伴う事務のため、対象となる災害及び被害状況が判明した後、適切に、かつ、できる限り迅速に対応を行うことが、被災者に対しての事業の成果であると考えられます。			災害発生時において迅速に対応します。	災害見舞金等を早急に支給するよう努めました。年末年始及びゴールデンウィークにおいては、当番制により緊急時に備えました。	4	津市災害見舞金等の支給に関する条例及び同規則に基づき、災害を受けた市民に対し迅速・適正に処理しました。	現状維持	津市災害見舞金等の支給に関する条例及び同規則に基づき、災害を受けた市民に対し迅速・適正に処理を進めます。
福祉政策課	災害援護資金貸付事業	災害救助法の適応を受けた自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行うことにより市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とします。	適切かつ円滑な事業の実施	災害発生に伴う事務のため、対象となる災害及び被害状況が判明した後、適切に、かつ、できる限り迅速に対応を行うことが、被災者に対しての事業の成果であると考えられます。			災害発生時において適切かつ迅速に対応します。	対象となる災害の発生はありません。	3	平成28年度は対象となる災害が発生しておらず貸付け実績はありませんが、災害発生時に必要な対応について確認を行っています。	現状維持	平成28年度は貸付け実績がありませんが、いつ起こるか予想がつかない自然災害による被害に対する貸付制度であり、対象となる災害発生時に適切に事業が実施できるよう、日頃から事業の実施方法についての確認に努めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
福祉監査室	福祉監査事業	公共性の高い社会福祉法人が、定款、法令等を遵守した健全な運営をすることにより、利用者が安心して適切なサービスを受けることができるようにすること。	健全な経営を行う社会福祉法人の割合	事業の目的を踏まえ、指導監査の結果、利用者等に影響を及ぼすような重大な改善事項がなく、健全な運営が見込まれる社会福祉法人数の割合（第1号法定受託事務に係る処理基準上の改善事項がなかった法人数が指導監査実施法人数に占める割合）を指標として設定します。	80%	89.0%		指導監査を実施した19法人の内、2法人に対し文書による改善指導を行った。なお、主な改善指導の内容は会計処理に関するものであった。	4	計画どおりに指導監査を実施し、必要に応じて改善指導を行ったことにより、社会福祉法人の健全な運営の確保に寄与することができました。 また、社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款の変更について、所管する全ての社会福祉法人に対する認可事務を円滑に実施することができました。	拡充・充実	社会福祉法人制度改革に伴い、平成29年度から社会福祉法人の組織運営体制が大きく変わることから、当該運営体制が確保されているかどうかを確認することを主眼として、津市社会福祉法人指導監査実施計画を策定するとともに、国が示す新たな指導監査ガイドラインに基づき、効率的かつ実効性のある指導監査の実施に努めます。
子育て推進課	公立保育所管理運営事業	保育を必要とする乳幼児が、保育所での生活を通して小学校就学前の基礎を築きあげることができるための保育の実施と保護者への就労等支援を行います。	公立保育所利用児童数	公立保育所の定員に対する月平均利用児童数を考察することで、児童福祉の充実や保護者の就労支援の状況を検証します。	2,400人	2,409人		保育所によっては、目標値（定員）を上回る児童を保育するなど、保育が必要な児童の福祉の向上を図るとともに、保護者の就労支援に貢献できました。	3	公立保育所を利用する児童数に応じた適正な保育士配置や施設の維持管理を行い、利用児童への保育内容の充実、保育環境の向上に努めることができました。 しかし、利用希望児童の増加により、保護者が希望する保育所を限定した場合、定員や保育士配置状況等により利用待ちとなることがあり、また、年度途中には保育所を利用できず待機となる児童が発生しており、利用希望児童数を勘案した施設、保育士の確保が課題となっています。	拡充・充実	民間保育所などを含めた就学前児童への教育・保育施設が提供体制等の確保や充実を図りつつ、公立保育所が担うべき保育の在り方などを整理しながら保護者ニーズに 대응することで、児童福祉の一層の充実や保護者の就労支援に引き続き寄与するとともに、平成27年3月に策定した、津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的な子ども・子育て支援の推進体制等を構築します。
子育て推進課	保育所一般管理事業	保育所職員の研修機会の充実により職員の資質向上を図るとともに、保育事務の電算委託等により保育事務の効率化を進めます。また、外国語通訳担当員の配置により、外国籍の児童や保護者との意思の疎通を図ります。	保育所職員の資質向上	保育所職員への専門的な研修の実施内容を考察することで、職員の資質向上の機会の充実が図られたかを検証します。			研修内容の充実 ・保育所職員研修 ・障害児保育研修 ・給食関係研修 ・保健・安全研修 ・保育リーダー研修 ・施設長研修 ・保幼合同研修	公・私立保育所職員を対象に、職員研修や障がい児保育、給食関係研修など保育所運営全般に関わる研修を実施し、職員の資質向上に寄与することができました。	3	保育士に対する専門的な研修を行うことで資質の向上に努めるとともに、保育事務及び利用者負担額の徴収に関する事務の効率化を図ることができました。 また、特に公立の幼保連携型認定こども園の設置に向けた職員研修への取り組みを充実させました。 今後はさらに、保育所運営面での諸課題を分析し、職員の資質向上及び事務の効率化に努めるとともに、当該こども園の基本となる幼児教育・保育に関するカリキュラムなどの作成や研修機会の充実を図る必要があります。	現状維持	保育所職員研修を実施することにより保育所職員の資質の向上をさせることができました。 今後も保育所職員研修の継続させるとともに、事務の効率化を進めることにより、ソフト面での保育環境の整備を図っていきます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
子育て推進課	民間保育所等運営事業	保育を必要とする乳幼児が保育所等での生活を通して小学校就学前の基礎を築きあげることができるよう、必要な保育の提供と保護者への就労等支援を行います。また、民間保育所等における地域子ども・子育て事業を促進します。	民間保育所利用児童数	民間保育所等の定員に対する月平均利用児童数を考察することで、児童福祉の充実や保護者の就労支援の状況を検証します。	3,728人	3,677人		目標値（定員）を下回ったものの、前年度に比べ実績値は上昇しており、保育が必要な児童の福祉の向上を図るとともに、保護者の就労支援に貢献できました。	3	民間教育・保育施設に対し保育費用の負担（施設型給付費等の支給）を行うとともに、延長保育や一時保育等を実施する教育・保育施設に対して補助金を交付することで、入所児童に対し適正な保育環境を提供するとともに保護者の就労等の支援を行うことができました。また、処遇改善に取り組む民間保育所へ施設型給付費等に組み込まれた形で処遇改善費を支給することで、保育士確保の支援につなげることができました。民間教育・保育施設等の利用児童数は年々増加しており、保護者が希望教育・保育施設を限定した場合には、定員や保育士等の配置等から利用できない状況もあり、今後も引き続き利用希望児童数等を勘案した事業の推進が必要となっています。	拡充・充実	民間の特定教育・保育施設等に対し施設型給付費等を支払うとともに、延長保育や一時保育等を実施する保育所等に対して補助金を交付することで、利用児童に対し適正な保育環境を提供するとともに保護者への子育て支援や就労等の支援を行うことができました。また、保育士等職員の処遇改善に取り組む民間保育所等へ、施設型給付費等を通じて加算給付を行うことで、保育士確保の支援につなげることができました。
子育て推進課	保育所施設整備事業	保育所等利用希望児童数等を勘案した民間保育所等の建設補助や公立保育所の老朽化等に伴う整備・修繕を行うなど、利用児童の保育環境の向上を図ります。	保育環境の向上度	施設の建設や修繕に要する経費の計上で、保育所入所児童の保育環境の向上が図られたか検証します。			施設整備や建設による保育環境の向上を図ります。	公立認定こども園整備に係る設計業務委託及び民間保育所施設整備補助に取り組みました。	3	平成30年4月に開園を予定している津みどりの森こども園の施設整備に向けて、事業の進捗を図ることができました。また、白塚愛児園の増改築工事等、5施設の施設整備事業への財政支援により、事業完了後において、市各地域における保育提供量の拡充が見込まれます。今後も、津市子ども・子育て支援事業計画に掲げた、5か所の公立の幼保連携型認定こども園の設置に向けた取り組みを進めるとともに、待機児童解消及び保育利用環境の改善を図るため、民間の社会福祉施設等が行う施設整備事業への支援を通じ、保育提供量の拡大への取組を進めます。	現状維持	公立・民間保育所等の施設を整備することにより、定員枠の拡大や保育環境の向上を図るとともに、今後も引き続き建築年数の経過した施設の整備等に取り組めます。また、公立の幼保連携型認定こども園の整備（5か所）のための取組を進めます。



課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
子育て推進課	病児保育事業 (旧：病児・病後児保育事業)	保育所へ通所中の児童等が病気中又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間において、病院・診療所、保育所等に併設された施設で一時的に保育及び看護を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図る。	病児・病後児保育事業の周知及び検証	事業の周知を図るとともに利用者の視点で検証し、更に支援拡充に努めます。			病児・病後児保育事業の実施と拡充	久居地域に病後児保育施設を新たに開設することにより利便性の向上を図り、子どもが病気の際、保護者の子育てと就労の両立を支援することができました。	3	これまで市内1か所（ひまわり）のみで実施していたものに加え、平成28年6月から病後児保育施設（HUG）を開設し、子どもが病気や病気回復期にある場合の保護者の就労や育児支援に寄与することができました。引き続き、事業のさらなる充実に取り組みるとともに周知に努め、子育て家庭を支援していきます。	拡充・充実	保育が必要な子どもが病気の場合に保護者の就労や育児支援に寄与することができました。引き続き事業の周知に努めるとともに、津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的な子育て支援の推進体制のもと事業の充実を図ります。
子育て推進課	子ども・子育て支援事業	地域の子育て力を高め、子どもを安心して産み、育てることができる環境の整備を図るため、少子化対策や子育て支援に関する事業を行っていきます。	津市子ども・子育て支援事業計画の検証	平成27年3月に策定された「津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、目標が達成されたかを検証していきます。			少子化対策に関する事業 事業計画の進捗状況の考察	少子化対策事業（津市出会い応援事業）の実施をすることができました。	3	平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、子ども・子育て会議において、「津市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等に係る意見聴取を行い、新制度のもとで子どものための教育・保育給付などについて市民への周知に取り組むことができました。 また、少子化対策事業として、市職員によるプロジェクトチームを設置することにより、企画からイベント運営まで行った出会い応援事業においては、2回の婚活イベントを開催し、それぞれ定員を上回る参加応募があり、合わせて3組のカップリングにつながりました。独身男性を対象とした男性向けスキルアップセミナーにおいては、女性に接する話し方やマナー、身だしなみなど、自分磨きの啓発を行い、婚活イベント参加への後押しをすることができました。 さらに、子育て支援センターとして新たに子育て応援広場はぐはぐを補助事業の対象としたことで、久居地域における子育て親子の居場所の提供や子育て相談などの体制の充実を図ることができました。	拡充・充実	平成27年3月に策定した「津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子ども・子育て支援を推進するとともに、平成26年度から着手した少子化対策に関する事業を引き続き推進します。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
こども支援課	児童手当等給付事業	児童手当法等に基づき中学校修了前までの児童を養育する人に「児童手当」を支給し、また、児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（障害のある場合は20歳未満の児童）を養育する母子家庭・父子家庭等に「児童扶養手当」を支給することにより、子育て家庭の生活の安定を図り児童の健全育成を促します。	児童手当及び児童扶養手当給付	各手当法に基づいた適正な給付を行っておりますが、給付要件に該当する対象者が流動的で総数の把握が困難なため、指標設定は難しいものと考えます。			給付対象者に広く周知し、給付要件に基づく適正な手当支給を行います。	広報、HP等による受給資格の案内により広く周知を図っており、概ね達成できている。	4	受給者の認定、手当の支払、補助金の申請等の業務は正確にできている。	現状維持	法令等の改正があれば、迅速かつ正確に対応する。
こども支援課	母子父子寡婦等、婦人保護事業	母子家庭や父子家庭（法改正により平成25年4月1日から対象）に就業支援や経済的支援のための給付金を支給することで、母子家庭等の自立を促進します。 また、配偶者の暴力や家庭、職場での悩みなど、女性からの相談に応じ支援や助言を行うことで、日常生活の安定を図ります。	母子自立支援プログラム策定事業就職者率	母子自立支援プログラム策定数に対する就職者数を考察することで、母子家庭等の自立度を検証します。	60%	27.0%	児童扶養手当受給者の就労支援を行い、自立を促す。	平成28年度においては、就労者の転職に係る相談が多く、現在の就業を継続すると選択した相談者が多く、数値目標である、就業者数/プログラム策定者数は27.2%であり、目標とする数値を超えることができなかった。29年度においても、相手に寄り添ったきめ細かい就労支援を行う。	3	11件の相談中3件が就労に結びついた。28年度は、受給者の利便性を考慮して、児童扶養手当現行届時に職業安定所と連携して、直接相談できる窓口を設け就労支援を行った。	現状維持	母子寡婦福祉法に基づく制度であり、児童扶養手当受給者からの相談を待つ「受け身」的な性格のものであり、事業の方向性を見出すのは困難です。
こども支援課	子育て支援対策事業	すべての子どもたちは、生まれながらにして自分自身を高め、自分自身を成長させる力をもっています。 親をはじめとする大人が、この子育てを信じ、子ども社会のなかで子ども同士が育ち合うのを見守るとともに、子どもと対等な社会の一員として向き合い、子どもの権利を尊重して、一緒にまちづくりを行います。 その子育てを育む家庭の支援、家庭を支える地域の力を高めるとともに、社会環境の改善を進め、「子育て支援のまちづくり」を実現します。	すべての子どもの途切れない支援	子どもの自己肯定感（H26年度/小学生低学年52%以上、小学校高学年36%以上、中学生20%以上） 子育てを楽しんでいると感じる割合が多いと思う保護者（H26年度/就学前児童70%、小学校児童65%）			子育て支援のまちづくりを推進します。	児童虐待未然防止のための養育支援訪問等の実施。	4	子育て支援のネットワークづくり、子育て広場の支援者交流会・研修会、子どもの一時預かり事業、児童虐待対応及び要支援家庭のサポートの実施などを行いました。	現状維持	次世代育成支援行動計画（計画期間平成22～26年度）の計画期間が終了しているが、引き続き「子育て支援のまちづくり」をめざし、子育て支援、家庭支援、発達支援等の各事業を体系的に実施し、支援の質を高める。
こども支援課	児童館運営事業	児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設である児童館で、各種行事や地域活動を行い、子どもたちが遊びを通して自主性・社会性・創造性を身につける。	地域における子どもの健全な遊び場の提供	児童館でのさまざまな行事や地域との交流を実施・充実し、地域における子どもの遊び場を提供します。			児童館でのさまざまな行事や地域との交流を通して子どもの育成を図り、地域における子どもの遊び場を提供します。	地域における子どもの遊び場として、各種イベント等を通じて子どもの育成を図った	3	児童の遊び場、各種イベント等を通じた交流の場としての機能を果たすことにより、子どもの健全な成長に寄与することができた。今後も地域児童の健全な遊び場として、様々な行事や地域活動を提供していくとともに、児童館間で情報交換や課題を把握し、更に工夫・充実した事業を行っていく。	拡充・充実	地域児童の遊び場、交流の場として、引き続き児童館の運営を行っていく。まん中こども館については、子どもが主体となって活動する拠点となるとともに、子どもに関わる施設・機関や子ども支援の事業の発信拠点となるよう積極的に取り組んでいく。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
こども支援課	発達支援事業	発達に課題がある子どもに対して、その子どものニーズに応じた適切な支援が行えるように、保育所・幼稚園・学校等の現場においてアセスメント方法及び具体的な支援方法を助言することによって支援者のスキルアップを図ります。また、発達支援に関わる総合的な専門相談窓口としての保護者に寄り添う対応を充実するとともに、事業方針や事業内容の検討や体制の整備を図り、さらに児童発達支援センターにおいて療育の充実を図ります。	子どものニーズに応じた支援の拡充及び療育事業の推進	子どものニーズに応じた適切な支援が行えるよう保育士、幼稚園・小中学校教諭のスキルアップを図るとともに、発達に関する総合的な専門相談窓口としての充実、事業方針や事業内容の検討と体制の整備、さらに療育の充実を図ります。			子どものニーズに応じた支援の拡充及び療育事業の推進	子どもの観察、保護者の面談を通して個に応じた支援を行うとともに、津市児童発達支援センターの療育事業の一層の充実を図る。	4	保護者に対しての面談や子どもの観察を通しての助言を実施することで、子どもの姿の変化に気づき、発達に課題があっても適切な支援を受けることで子どもは成長することを実感してもらい、前向きな育児を支えることができた。また早くから発達に課題がある子どもへの気づきを持ち、その対応について、保育所・幼稚園・小学校等からの巡回相談要望が増加している。巡回相談を通して子どもの特性に応じた具体的な支援方法についての助言を行った。 津市児童発達支援センターにおいては、利用者の増加に対応し支援内容の充実を図った。	拡充・充実	こども支援課としては発達支援の相談窓口として定着をしてきており、引き続き発達支援の総合窓口として福祉サービス等を利用される前から子どもおよび保護者との関係づくりを大切に、他機関と連携を図りながら途切れなく支援していくことが求められている。また、津市児童発達支援センター「つうぼっほ」において、今後も利用者の増加とともに支援が多様化するため、専門職の人材育成など利用者に満足いただけるような整備体制を図っていく。
高齢福祉課	任意事業	一般の高齢者等を対象として、高齢者の生活支援、家族支援等を行うことにより、広く介護予防につながる事業を展開していきます。	任意事業	細目事業が複数あり、本事業は当該細目事業の集約であることから定性的な目標とするものです。			第7次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定により実施します。	第6次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき概ね実施できました。	4	介護者の心身の負担軽減や経済的負担の軽減により、高齢者の在宅生活の継続向上を図ることができました。	現状維持	徘徊高齢者家族支援サービス事業や成年後見制度事業といった高齢者の生活向上や維持することができ、今後も継続して事業を展開していく必要があります。
高齢福祉課	高齢福祉推進事業	高齢者が地域住民、地域の子ども等様々な世代間交流を図り、また、高齢者の豊かな経験による個性や能力を活かし、地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らすことのできるよう、多様な活動機会の提供や地域活動の促進を図ります。	高齢福祉推進事業	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく実施状況を捉えることにより、進捗状況を指標とします。			第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施します。	第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施しました。	3	各事業の対象要件や事業内容等に違いがあるものの、高齢者等に対する生活支援サービスを適切に提供してきていることから、概ね計画に即した事業展開を図ることができました。	拡充・充実	緊急通報装置設置事業や配食サービス事業を行うことにより高齢者の生活維持や向上を図ることができ、今後も継続して事業を展開していく必要があります。 また、平成29年度から始まる高齢者外出支援事業については、総務省と連携を取りながら進めていく必要があります。
高齢福祉課	地域ケア推進事業	地域における介護予防や相談業務、また、地域での活動を支援することにより、福祉の増進を図る。	地域ケア推進事業	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく実施状況を捉えることにより、進捗状況を指標とします。			第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施します。	第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき実施しました。	3	敬老事業や老人クラブ助成事業等概ね事業が遂行でき、今後も継続する必要がありますが、一部事業の在り方について、介護保険サービスとの整合性を再確認する必要があります。	拡充・充実	敬老事業等元気高齢者に対する施策は継続していく必要がある一方、一部事業については、今後の展開について見直していく必要があります。
高齢福祉課	老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由などにより在宅生活が困難な高齢者に対し、安全・安心な生活を確保するため養護老人ホームへの入所措置を行う。	養護老人ホーム等措置事業	さまざまな理由に伴う在宅生活が困難な高齢者に係る適切な措置対応が必要なことから、当該事業の適切な実施を指標とします。			環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、入所措置を行っていきます。	環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、入所措置を行う必要があります。	4	環境上の理由や経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し、安心して自立した日常生活を過ごすことにより入所者の福祉の増進を図ることが出来ました。	現状維持	独居高齢者世帯等が増加している中、さまざまな理由により在宅生活が困難な高齢者を措置入所による支援を行い、安心して自立して生活できる場を確保することは今後も必要であると考えます。



健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
地域包括ケア推進室	一次予防事業	介護予防一般高齢者施策事業の対象者は、65歳以上の高齢者になります。高齢者の皆さんが、今の状態を保持し、さらに元気になる、住み慣れた地域や家庭でいつまでも暮らしていけるように事業を推進します。	細目に係る事業の推進	細目事業が複数あり、本事業は当該細目事業の集約であることから定性的な目標とするものです。			細目のとおり、高齢者に対する支援を行っています。	おおむね目標を達成できています。	3	地域の高齢者に対して、介護予防や閉じこもりの予防に努めることができましたが、参加者の増加のため、啓発していく必要があります。	現状維持	高齢者が、自宅で元よく暮らしてもらうためにも、これからも各教室の開催・健康のための指導や事業の啓発を行ないたいです。
地域包括ケア推進室	総合相談事業	高齢者や高齢者を介護している家族に対し、包括支援センターのランチ窓口として、在宅介護等に関する身近な総合的な相談に応じるため、介護方法や高齢者福祉に関する制度の周知や様々な相談業務を市内12箇所の在宅介護支援センターに委託します。	在宅介護等に関する確かな対応	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを定性的な目標とします。			高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり	地域包括支援センターを中心とする各種団体や組織間のネットワークづくり、地域住民の意識啓発等の取り組み、地域住民を主体とした見守り体制等、地域ケア体制の構築を図ります。	3	介護・高齢者福祉に関する相談や保健福祉サービスの利用手続きの受付・代行を行い、また、地域包括支援センター等との連携を図ることにより、地域の中で高齢者が安心して生活が送れるよう地域の相談窓口としての役割を果たし、地域ケア体制の推進を図ることができました。	拡充・充実	地域包括支援センターを中心とする各種団体や組織間のネットワークづくり、地域住民の意識啓発等の取り組み、地域住民を主体とした見守り体制等の構築を図ります。
地域包括ケア推進室	権利擁護事業	認知症高齢者等の権利擁護対策の推進を図り、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築します。	高齢者等の権利侵害防止等の推進	身寄りがない等、親族による後見等開始の申立てが期待できない認知症高齢者等がその権利を行使できるよう、高齢者の権利擁護対策を推進します。			高齢者に対する権利侵害の防止を図ります	認知症高齢者等の権利擁護の充実を図る必要があります。	3	地域高齢者や関係機関に対し、十分な周知を図るため啓発物品を購入し、窓口配布を行い、事業周知に役立てる事ができました。	現状維持	高齢者に対する虐待通報数や認知症高齢者数も増加している現状を踏まえ、成年後見制度等の権利擁護に係る諸制度の普及啓発を行いながら、今後も高齢者の権利擁護対策の推進を図ります。
地域包括ケア推進室	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者及びその家族に対し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その福祉の増進及び保健医療の向上を包括的に支援することを目的とし、地域の中核機関として平成18年4月に創設した市包括支援センターの運営に要する費用であり、包括的・継続的ケアマネジメント、虐待防止・権利擁護、総合相談・支援の包括的支援事業、委託先包括支援センターの運営に係る支援等を行います。	介護予防・生活支援の推進	介護サービス事業者、介護支援専門員などとの多職種協働や、地域との関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行います。			介護支援専門員の資質向上と、各種研修会の開催、ケアプラン作成技術の指導助言・相談等を行います。	津市内10カ所に設置されている地域包括支援センターがそれぞれの地域において、活動を行い、それをまとめる基幹型地域包括支援センターは委託の地域包括支援センターに対する後方支援等を行いました。	3	住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活が続けられるように、地域における総合的・中心的な支援機関として関係機関と連携を図りました。また、委託先地域包括支援センターへの適正な運営に係る支援を行うことができました。	拡充・充実	介護支援専門員の資質向上や他機関とのネットワーク構築は、適切な介護サービスの提供につながるため、引き続き、事業の実施が必要です。また、認知症初期集中支援チームの増設にも力をいれていきます。
地域包括ケア推進室	地域包括支援センター運営事業	高齢者が、地域の中で心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その福祉の増進及び保健医療の向上を包括的に支援することを目的とします。	地域包括支援センター設置箇所数	国が示す目安に地域特性等を考慮し、設置箇所数の設定	10箇所	10箇所		高齢者の増加に伴い、地域に密着した総合相談、支援の場として地域包括支援センターの体制強化と関係機関との連携作りに努めます。	3	高齢者福祉の拠点として、地域包括支援センターを中心に、地域における総合相談、支援、介護予防ケアマネジメント、地域の見守りネットワークなど、一体的・包括的に支援を行う地域ケア体制の構築を図っています。	拡充・充実	高齢者福祉の拠点として、地域包括支援センターの体制強化に努め、各地域の関係機関とも連携を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるように地域包括ケアシステムの構築、推進に努めます。また、直営の地域包括支援センターが基幹型の役割を担い、H27年度から設置箇所数を10カ所に増やし、さらなるサービスの向上と、充実に努めます。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
地域包括ケア推進室	生活支援体制整備事業	地域包括ケアシステム構築の一環として、生活支援サービスの地域における資源の発掘や開発、ネットワーク構築などを行い、多様な地域資源を活用しながら生活支援や介護予防にかかるサービスの基盤整備を行うことを目的として、地域に密着した情報を収集することができ、かつ、特に介護サービス等に精通している専門的な知識を有し、これらの業務をコーディネートすることで、より効率的、効果的にサービスの基盤整備を行うことができる者に津市生活支援コーディネーター業務委託を委託する。	地域支援回数	地域包括支援センターが主催する会議や地域で活動する団体を訪れ、地域の声を聞くだけでなく活動する団体と団体をつなげたり、活動についてアドバイスしたりすることで、地域力の向上が図れるものと考えている。	300日	1994日		平成28年度から2層として、津市社会福祉協議会の10支部に10名のコーディネーターを配置したことにより、1層と合わせて年間300日程度の活動を見込んだが、2層は月150日程度の活動があり、計画を大きく上回る実績となった。	4	1層（市全域）及び2層（旧市町単位）合わせて月25回地域に関わることを目標にしましたが、サロンを通じた活動など、地域支援の回数が増え、想像を超えた回数となり、地域資源の把握とネットワーク構築を図ることができました。	拡充・充実	平成28年度は、生活支援コーディネーター（1層及び2層）による資源の把握、関係者間の情報共有を主とした活動により、目標を大きく上回る実績を上げることができました。 平成29年度はこれを活かして、地域に不足するサービスの創出や多様なサービスの担い手の養成等の「資源開発」、サービス提供主体間の連携体制づくり等の「ネットワーク構築」をさらに進め、多様な関係主体間の定期的な情報共有と連携・協働の場としての「協議体」の設置に向けた取組を進めていきます。
地域包括ケア推進室	認知症総合支援事業	地域包括支援センターに認知症初期集中支援チーム2チーム設置し、認知症地域支援推進員を平成29年4月より中部北包括支援センターに1名増員、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化をモデル的に図り、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族支援を通じた総合的かつ継続的な支援体制確立を目的とする。	認知症地域推進事業	認知症高齢者等に対して有効な事業と考え支援します。			①地域におけるネットワーク体制の構築及び家族支援、②医療機関と福祉・介護の連携を行い、認知症に対する正しい知識・理解に基づき、本人や家族支援を通じた総合的かつ継続的な支援体制の確立を目指す。	3	平成27年10月から、津市高齢福祉課内に、津市認知症初期集中支援チームを発足しましたが、津市全域が対象エリアであるため、H28年度に久居・一志・白山・美杉地区を対象とする認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に取り組みました。今後も継続して、地域の認知症疾患医療センター等の医療機関とさらなる連携の必要があります。	拡充・充実	認知症初期集中支援チームを発足し、認知症高齢者の早期発見、早期治療、適切なサービスにつなげるため、認知症地域支援推進員などの各種関係機関と連携して、支援を行いました。今後も更に認知症高齢者に対する支援が充実できるよう、事業を展開する必要があります。	
地域包括ケア推進室	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括ケアシステム構築の一環として、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護関係機関の連携を図る	在宅医療・介護連携推進事業の実施方法検討会議数	平成28年度より次の8項目から成る在宅医療・介護連携推進事業検討に取り組んだため、実施方法検討会議数を指標とする。 (1)地域の医療・介護の資源の把握 (2)在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討 (3)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 (4)医療・介護関係者の情報共有の支援 (5)在宅医療・介護関係者に関する相談支援 (6)医療・介護関係者の研修 (7)地域住民への普及啓発 (8)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	18件	25件	目標回数を津市2医師会連絡協議会介護保険担当部会ワーキング会議を1回/2月、在宅医療介護連携推進事業ワーキング会議を1回/月として設定したが、それを上回る実績を上げることができた。	4	平成28年度は、津市2医師会連絡協議会介護保険部会にワーキング会議を設置し、協議・検討を進めた結果、津地区及び久居一志地区医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託すること、事業全体の中核的な役割（センター機能）を担う機関を2医師会が共同で設置することが決定し、今後の事業実施の方向性が定まりました。	拡充・充実	平成28年度は、津市2医師会連絡協議会介護保険部会にワーキング会議を設置し、協議・検討を進めた結果、津地区及び久居一志地区医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託すること、事業全体の中核的な役割（センター機能）を担う機関を2医師会が共同で設置することが決定し、今後の事業実施の方向性が定まりました。	



健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
障がい福祉課	障害者総合支援法関係事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者（児）の自立と社会参加を促進するため、障がい者（児）の個々の特性や環境に応じ、必要な障がい福祉サービスを提供します。（介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具等）	障がい福祉サービスの適切な提供	障がい者等の社会参加と社会的自立の向上を目指します。			障害者総合支援法に基づき障がい者（児）が必要なサービスを受け、地域で安心して暮らすことができるよう取り組みます。	障がい者（児）の有する能力及び適性、環境に応じ、必要な障がい福祉サービスを提供することで、自立と社会参加の促進に貢献することができました。	4		現状維持	障がいのある方の社会生活を支えていく上で、必要なサービスであり、平成25年に障害者総合支援法が施行されましたが、平成30年4月1日に、同法の見直しが行われるため、今後も法制度の見直しや改正を見極めながら引き続き実施していきます。
障がい福祉課	障害者福祉事業	特別障害者手当等の各種手当を支給することにより、障がい者（児）及びその保護者への経済的支援を行い、障がい者の社会福祉の向上を図るため障がい者団体に活動補助金を支給します。 また、障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のための訓練、集団生活への適応訓練等を行うため、児童福祉法に基づく給付を行い、障がい児の居場所の確保を図ります。	障がい者計画の推進	障がい者が地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、社会参加と社会的自立の向上を目指します。			津市障がい者計画の基本目標の実現に向け、各施策の方向に記載されている事項に取り組んでいきます。	障がい者等の経済的、精神的負担を軽減するとともに、経済的な支援をもとにした自立と社会参加の促進を図ることができました。	4		現状維持	障がい者（児）や家族の経済的・精神的負担の軽減、社会参加や地域での自立した生活の促進を図っていくため、今後も引き続き事業を実施していきます。 平成29年度末までに、現障がい者計画及び障がい福祉計画を見直し、次期計画の策定を行います。
援護課	生活困窮者自立支援法関係事業	生活保護に至る前の段階で、生活困窮者の課題が複雑化、深刻化する前の早期の段階において、生活困窮者に対して包括的な支援を行い、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを行う	生活困窮者の自立支援	生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態から早期自立を支援する。	250人	208人	生活困窮者の状況に応じた支援プランの作成と、自立支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立促進を図る。	支援プラン作成 67人 他制度による支援等 141人	3		拡充・充実	生活困窮者の抱える課題は多様で複合化しており、その課題が深刻化する前に生活困窮者を早期に発見し、その課題に応じて包括的な支援が必要であり、事業の普及・啓発を行うとともに関係機関との連携や情報共有により当該事業の強化・充実を図る。
援護課	生活保護費支給事業	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立に向けた支援を行う。	自立への支援	生活保護法の目的達成に向けた支援を行っている。			生活保護受給者等就労自立促進事業によるハローワークとの連携により、稼働年齢層の就労支援に努める	自立支援の達成度を設定するのが困難です。	3		現状維持	生活保護制度の適正な運用に努め、稼働能力のある被保護者には、就労支援プログラムの活用による早期の就労自立、適切な指導、相談及び助言による自立助長に努めた。
援護課	生活保護事務事業	生活保護の適正実施のため、扶養義務者調査や医療扶助の決定、実施に関し、嘱託医を設置するとともに、診療報酬明細書点検の業務委託を行う。	支援の適正化、安定化	適正な保護の実施に向け、最も扶助額が大きい医療扶助の適正に努める。			レセプト点検及び後発医薬品の使用啓発により医療扶助の適正化に努める。	レセプト点検枚数 59,888枚	4		拡充・充実	生活保護の適正実施に向け、必要となる事務事業を進める。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	認定調査等事業	<p>被保険者が給付を受けるためには、要介護度・要支援度の認定を受けることが必要であり、介護認定審査会でその審査・判定を行っています。</p> <p>当事業では、申請者が速やかに介護認定を受けていただくために、認定審査会の運営を除く認定処理（認定申請の受付、審査資料の基となる認定調査票・主治医意見書の作成、審査後の結果通知の発送等）を行っています。</p> <p>なお、介護認定審査会の運営については別事業で行っています。</p>	申請から認定通知の発送までの迅速な対応	高齢化に伴い増加する認定申請に対応し、申請から認定通知の発送までを迅速に行います。			申請から認定通知の発送までを迅速に行います。	申請件数は前年度とほぼ同程度でしたが、認定調査等の遅れにより、処理に多少時間を要した結果、法定の処理日数で対応できない申請が前年度より増加しました。	3	<p>前年度より引き続き、法定の処理日数内で対応できない遅延分の申請について、早期解消に努め、その他についても遅滞なく処理を進めていく必要があります。</p> <p>認定調査の対応の遅れについては、調査員の補充や処理の迅速化・適正化等について委託先と調整を行い、法定日数内の対応を目標として適正な処理に努めています。</p> <p>また、調査実施後に委託先から提出された調査票の処理等、その後の手続きについても速やかに処理を進めるなど、介護サービスを必要とする被保険者の申請に対し、適正かつ迅速に対応していくべく取り組みます。</p>	現状維持	介護が必要な被保険者ため、適正かつ速やかな認定処理を行います。
介護保険課	審査会一般管理事業	<p>被保険者が給付を受けるためには、要介護度等の認定を受けることが必要です。その審査・判定を行うために、介護認定審査会を設置しています。</p> <p>当事業では介護認定審査会の運営が円滑に行われるよう、介護認定審査会資料の作成・送付、各委員への連絡調整等を行っています。</p>	迅速な審査資料の作成・認定審査会の連絡調整	適正かつ迅速に認定審査会が開催できるよう、審査資料の作成・認定審査会の連絡調整を行います。			適正かつ迅速に認定審査会が開催できるよう、審査資料の作成・認定審査会の連絡調整を行います。	認定申請件数について前年度よりやや増加傾向でしたが、適正に処理することができました。	4	介護認定審査会を迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行うことができました。	現状維持	介護認定審査会を今後も引き続き迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行います。
介護保険課	介護認定審査会運営事業	<p>被保険者が給付を受けるためには、要介護度等の認定を受けることが必要であり、その審査・判定を行うため介護認定審査会を設置しています。</p> <p>当事業は介護認定審査会の運営を行っており、申請者数に対応し、適切かつ迅速に介護認定審査会を開催します。</p>	介護認定審査会の適切かつ迅速な開催	高齢化に伴う介護認定申請者数の増加に対応し、適切かつ迅速に介護認定審査会を開催します。			高齢化に伴う介護認定申請者数の増加に対応し、適切かつ迅速に介護認定審査会を開催します。	認定申請件数について前年度よりやや増加傾向でしたが、適正に処理することができました。	4	介護認定審査会を迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行うことができました。	現状維持	介護認定審査会を今後も引き続き迅速・適切に開催し、円滑・適正な運営を行います。
介護保険課	趣旨普及事業	<p>介護保険制度は、40歳以上の被保険者の介護サービスを提供する仕組みとして、社会保険方式により平成12年に制度が創設されました。</p> <p>介護保険制度の理解は、適正なサービス利用や公平な負担（利用負担金や保険料）に繋がりが、介護保険事業の適正な運営に資することから、広報等による啓発とともに、窓口等での問い合わせに対し分かり易く説明を行うなど、制度を理解いただくよう努めていきます。</p>	パンフレット等による啓発と窓口等での啓発・説明	主たる事業が啓発であり、成果自体の客観的な数値が出し難いため、啓発を通じた窓口等での対応などを通じ、分かり易い説明に努めます。			パンフレット等の配置・配布と市民に対する分かり易い説明を行います。	パンフレット等を配置すると共に、市民に対しては、窓口や電話などでわかりやすく説明を行いました。	4	市民からの介護保険制度に係る質問に対し、適切に回答を行い制度の周知・啓発・理解に努めることができました。	現状維持	市民に対し介護保険制度の周知・啓発を継続して行います。



課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	計画策定等関係事業	介護保険制度においては、3年毎に高齢者福祉計画の策定と同時に介護保険事業計画を策定することとなっています。 計画では市内における必要なサービス量と保険給付費、そして被保険者が負担する介護保険料を試算し、バランスの取れた内容にしていけることが必要です。	新介護保険事業計画の実施と次期計画に向けた情報収集等	新たに策定した「第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づく地域密着型サービスや地域包括支援センターに関する審議を行い、計画の着実な推進を図る必要があります。			第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の推進と次期計画に向けた情報収集及び事前準備に努めます。	策定された第6期介護保険事業計画の推進や周知を行いました。また、平成30年度から32年度までを計画期間とする「第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の策定に向け、「在宅介護実態調査」などのアンケート調査を実施しました。	4	新たに開設される地域密着型サービス施設について審議することに加え、新しい総合事業や徘徊SOSネットワーク・認知症初期集中支援チームの活動状況などについて審議を行い事業計画の推進に努めました。また、次期計画策定に向けたアンケート調査の内容等について審議を行い、次期計画作成のための準備に取り組むことができました。	現状維持	平成27年度から平成29年度を計画期間として位置付けられた事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を行っています。また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域支援事業の充実・強化、また新しい総合事業の実施に向けた審議を重ねていきます。また、アンケート調査の結果や事業実績等を踏まえ次期計画の策定を行います。
介護保険課	居宅介護サービス等給付事業	在宅の要介護認定者に対して行なわれたサービスに対し、事業者へ介護報酬の支払いを行います。 （在宅介護とは、自宅で介護を受けている市民に対するサービスで、訪問介護サービスなどがあります。）	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	介護報酬について、適正な支払を行うため、引き続き支払内容の精査を行います。
介護保険課	地域密着型介護サービス給付事業	在宅及び入所の要介護認定者に対して行なわれたサービスに対し、事業者へ介護報酬の支払いを行います。 （地域密着型介護サービスとは、市町単位の地域の中で、在宅や入所のサービスを提供します。したがって、サービスを受けられるのは市民に限られます。小規模多機能型居宅介護サービスやグループホーム等があります。）	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	介護報酬について、適正な支払を行うため、引き続き内容確認等の精査を行います。
介護保険課	施設介護サービス等給付事業	要介護認定者が施設に入所しサービスを受けます。当該サービスを提供した事業者に対し介護報酬の支払いを行います。 （施設介護サービスとは、施設に入所することによりサービスを提供します。特別養護老人ホームなどがあります。）	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引続き効率的な事務を行なうため努力を行なっていきます。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	介護報酬の適正な支払を行うため、引き続き内容確認等の精査を行います。
介護保険課	福祉用具購入事業	福祉用具の購入事業とは、要介護認定者が日常生活を行えるように、特定福祉用具を購入した時に購入費を支給するサービスです。	適正な福祉用具購入サービスの提供	高齢化社会の進展と共に、福祉用具が必要な被保険者は増えています。ニーズにあった福祉用具を提供することにより、よりよい生活ができるよう、適正な説明・指導を行なっていきます。			適正な福祉用具購入サービスの提供に努めます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	福祉用具が必要な市民に対し、引き続き、購入費の支援を行います。

健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
介護保険課	住宅改修事業	要介護認定者が、自宅で安全に安心して暮らせるように自宅の改修（手すりの取り付け、段差解消等）を行なう時に、住宅改修費の給付を行ないます。	適正な住宅改修サービスの提供	高齢化社会の進展と共に、自宅改修が必要な被保険者は増える傾向にあります。被保険者が暮らしやすい環境をつくるため、効果的にサービスを提供できるよう、要介護認定者の事前相談等について、適切な説明・指導を行ないます。			適正な住宅改修サービスの提供に努めます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	在宅での生活支援は要介護度の重度化を防止すると共に、在宅サービスの充実にも役立つことから、引き続き事業を行います。
介護保険課	サービス計画給付事業	要介護認定者が必要なサービスを受けるためには、ケアマネジャー（介護支援専門員）等が本人、家族の意向を確認し、サービス事業者と連絡調整を行い居宅サービス計画を作成します。当該計画の作成に対し、居宅介護支援事業者へ介護報酬の支払いを行います。	適正な介護報酬の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬の支払いは一体のもので、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっています。			介護報酬の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適切な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	引き続き、適切な在宅サービス計画の作成が行われるよう給付内容の精査を行います。
介護保険課	介護予防サービス等給付事業	要支援認定者の心身機能の維持を図るためのサービスです。要支援認定者のケアプランを作成し、プランに基づき、訪問介護や訪問リハビリテーションなどのサービスを事業所が提供するとともに、住宅改修や福祉用具の費用の給付を行ないます。	適正な介護報酬等の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬等の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっています。			介護報酬等の支払いと、内容確認を的確に行ないます。	適正な介護報酬の支払いを行いました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	要支援認定者のケアプランの作成が適切に行われるよう内容確認等の精査を行います。
介護保険課	高額サービス事業	要介護者・要支援者の1ヶ月のサービスに対する利用者負担額が、一定の上限を超えた場合、申請により高額サービス費として支給をし、利用者の負担の軽減を図ります。	適正な高額サービス費の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬等の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっています。			適正な事務処理に努めます。	適正な支払いを行うことができました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	利用者の負担軽減を図るため、引き続き事業を行います。
介護保険課	高額医療合算サービス事業	介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、高額となった場合に限度額を超えた部分を支給する事業です。	適正な高額医療合算サービス費の支払い	介護保険制度では、被保険者へのサービス提供と介護報酬等の支払いは一体であり、介護保険法により事業の内容や給付内容が定められています。引き続き効率的な事務を行なうため努力を行なっています。			該当者への説明と的確な給付を行います。	適正な支払いを行うことができました。	4	適正な給付に努めるとともに、効率的な事務を行うことができました。	現状維持	利用者の負担軽減を図るため、引き続き事業を実施します。
保険医療助成課	国民健康保険運営協議会運営費	国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、被保険者や保険医、保険薬剤師、公益団体等の代表者18名で組織されています。	運営協議会の開催	国民健康保険事業会計の予算、決算等を審議します。	5回	2回	国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、必要に応じて開催します。	国保会計の平成29年度予算、平成27年度決算が適正であると認められました。条例改正等について承認を得られました。	4	国民健康保険事業特別会計の財政運営、条例改正等の重要問題について、多方面からの広範な意見を聞き答申することができました。	現状維持	国民健康保険法に基づく協議会の設置であり、現状を維持します。また、協議会の開催については、必要に応じ開催します。



健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	医療給付事業	所得に対して医療費（不妊治療・不育症治療においては治療費。以下同じ。）の負担が大きい障がい者、65歳以上障がい者、一人親家庭等、妊産婦、精神障がい者、子ども並びに不妊治療・不育症治療を受ける夫婦に対し、医療費の一部を助成することにより、対象者やその世帯等の生活の安定及び経済的負担の軽減を図ります。 また、医療機関等に対し、当該医療費助成額を算出する基礎となる領収証明書作成に係る経費を助成することにより、医療費助成事務の円滑な実施を行います。	適正な給付	本事業は、対象者に対して医療費の一部を助成するものであり、条例等の規定に基づき適正な給付に努めます。		1,785.12円	条例等に基づき適正な給付を行います。	適正な給付を行いました。	4	平成28年9月診療分から、中学生通院医療費助成を市単独事業として実施しています。 妊産婦医療費助成及び妊産婦健康診査費助成、精神障害者医療費助成(指定医療機関への90日を超える継続入院)については、引き続き市単独事業として実施してきました。 医療費助成により、対象者やその世帯等の生活の安定及び経済的負担の軽減を図ることができました。 また、証明事務手数料の助成により、医療費助成事務の円滑な実施に寄与することができました。	拡充・充実	引き続き適正な給付の実施を行います。 子ども医療費の助成拡大(中学生入通院)及び障がい者医療費の助成拡大(精神障がい者2級の通院)については、県補助制度の拡大が実施されるよう、引き続き三重県に要望を行ってまいります。 不妊治療、不育症治療の医療費助成については、今後も一層の周知を図り、治療を受ける夫婦に制度の活用を促すなど取り組みを進めていきたいと思っております。
保険医療助成課	国民年金事務費	第1号被保険者に係る関係届書の受付・審査・報告、免除（法定・申請）関係届等の受付・審査・報告、第1号被保険者期間のみの年金裁定請求書の受付・審査・報告、障害基礎年金の現況届の受付・審査・報告、老齢福祉年金の関係届書の受付・審査・報告、第1号被保険者に係る適用関係相談などを行います。法定受託事務以外の届書等の回送、住所変更情報・未納者対策所得情報等の各種情報提供等の協力・連携事務を実施します。	国民年金の適正な事務執行	国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行います。			国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行います。	目標を達成できました。	4	国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行いました。国民年金事務に係る協力・連携を行うことにより、住民サービスの向上と日本年金機構におけるより迅速な事務処理に寄与することができました。	現状維持	国民年金市町村処理要綱に基づき法定受託事務を適正に行います。国民年金事務に係る協力・連携を行うことにより、住民サービスの向上と日本年金機構におけるより迅速な事務処理に寄与してまいります。
保険医療助成課	一般事務費	75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障がいがあり、申請して広域連合の認定を受けた人を対象として、平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度の事務事業を実施しています。三重県後期高齢者医療広域連合との役割分担の中で、市町の役割として、被保険者資格の取得・喪失、各種保険給付等に係る申請の受付事務等を行うとともに、広報経費や電算処理システム（広域連合とデータ連携している標準システム）委託料等に要する経費の執行管理を行っています。	制度の適正な運営	後期高齢者医療制度の資格・給付に係る適正な事務処理に努めます。			後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	目標を達成できました。	4	後期高齢者医療制度の資格・給付に係る事務事業を適切に実施しました。	拡充・充実	被保険者が増加する傾向にあり、後期高齢者医療制度の資格・給付に係る事務事業も増加するため、その対応が必要となります。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	徴収事務費	75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定の障がいがあり、申請して広域連合の認定を受けた人を対象として、平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度の事務事業を実施しています。三重県後期高齢者医療広域連合との役割分担の中で、市町の役割として、保険料の月割賦課や徴収・還付に係る事務を担っており、それらの事務を一元的に管理する電算システム委託料、納付書・督促状・催告書の通信運搬費等の徴収事務に要する経費の執行管理を行っています。	制度の適正な運営	後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る適正な事務処理に努めます。			後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	目標を達成できました。	4	後期高齢者医療保険料の適切な賦課・徴収のために効果的に事務事業を実施できました。	拡充・充実	被保険者が増加する傾向にあり、後期高齢者医療保険料の適切な賦課・徴収を行うための事務事業も増加するため、その対応が必要となります。
保険医療助成課	後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療制度の保険者である三重県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営に資するために、当該広域連合に負担金を納付しています。	制度の適正な運営	三重県後期高齢者医療広域連合に負担金を支出し、広域連合の財政的安定化に寄与します。			後期高齢者医療制度の適正な運営に努めます。	目標を達成できました。	4	三重県後期高齢者医療広域連合の適正な運営のために財政的な寄与をすることができました。	拡充・充実	三重県後期高齢者医療広域連合の予算で定められた負担金額を納付することにより、広域連合の適正な運営に寄与していく必要があります。
保険医療助成課	一般事務費	国保事業全般にかかる必要経費です。（レセプト点検員、国保連合会との共同電算処理費など）	国保事業の適正な事務執行	国保事業全般にかかる経常経費で、適正に執行します。			国保事業全般にかかる経常経費で、適正に執行します。	目標を達成できました。	4	国保事業全般に係る経常経費であり、適正に執行しました。	現状維持	国保事業全般に係る経常経費であり、適正に執行するとともに、経費削減に努め、現状を維持します。
保険医療助成課	賦課徴収事務費	国民健康保険事業の健全な運営のため、賦課徴収を適正に行うための経常経費です。	収納率(現年度分)	国民健康保険事業の健全な運営のために保険料の収納率向上に努めます。	91.2%	90.8%		納付お知らせセンターからの電話による早期の納付勧奨やコンビニ収納、特別滞納整理推進室と連携した収納対策及び滞納処分の取組みのほか、年金ねっと活用による資格の適正化により、料率の改定にも関わらず収納率の向上を図ることができた。	3	早期の納付忘れ防止のために納付お知らせセンターを活用し昼間、夜間、休日に電話勧奨を行うとともに、コンビニ収納や窓口での納付相談等の収納体制の強化、年金ネットを活用した資格の適正化により、収納率の向上を図ることができた。引き続き、保険料負担の公平性確保のため、収納対策に取り組み、収納率の向上に努める。	拡充・充実	国保事業のうち賦課・徴収にかかる経費であり、適正に執行するとともに、経費削減に努めます。特別滞納整理推進室と連携した取組みのほか、当課においても、納付誠意のない滞納者に対しては、差押え等の滞納処分を行い収納率向上に努めます。
保険医療助成課	趣旨普及事業	国民健康保険事業の啓発のため、冊子の発行・広報への掲載をすることで、国民健康保険制度の理解度を深めるとともに、医療費削減を図るために後発医薬品の普及に努めます。	普及啓発回数	送付数では被保険者世帯数に限定的であるため、国民健康保険制度の事業内容の周知やジェネリック医薬品の啓発を行う回数にします。	4回	4回		目標を達成することができました。	3	国民健康保険被保険者に対し、事業内容の周知や、後発医薬品の普及に努めました。今後もより一層お知らせ内容を充実し、制度等の普及に努めていきます。	拡充・充実	国民健康保険制度への理解を深めてもらうための事業であり、掲載内容を充実し、制度等の普及に努めていきます。



課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	特定健診関係事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳の国保加入者を対象に、特定健康診査の受診及び保健指導を実施することにより、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療につなげ、将来の医療費削減を図ります。	特定健診受診率	津市第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づいています。	55%	40.4%		広報紙やホームページなどで啓発を行うほか、40歳の人、61～74歳未受診者、75歳到達者に対し電話勧奨の実施、モデル地区内の66～69歳の未受診者に対し訪問勧奨の実施、40～74歳の未受診者に対し勧奨はがきの送付を行いました。	2	平成28年度の実績として、今年度初めて健診対象となる40歳の人・41～74歳の前年度未受診の人・75歳到達者に電話勧奨を行いました。また、健診受診率の低い地区を健診啓発モデル地区とし、66～69歳の未受診者を中心に訪問による受診勧奨を実施しました。さらに40～74歳の未受診者に受診勧奨はがきの送付を行いました。が、受診率は向上せず、目標率の達成には至りませんでした。今後も更なる受診率向上対策に取り組み、健康づくり・生活習慣病予防・重症化予防に努めていきます。	拡充・充実	平成28年度においては、40歳の人・41～74歳の前年度未受診者・75歳到達者を対象に健診の受け方について電話で案内・勧奨したため、モデル地区受診率はアップしましたが、津市全体の受診率アップには至りませんでした。その原因として、国保被保険者数が減少傾向にある中、特に受診率の高かった年代層が国保から後期高齢者医療保険制度等へと流れたこと。また、平成28年度は訪問や電話による勧奨の時期が遅くハガキによる受診勧奨通知が少なかったことが影響したと思われる。このことを踏まえ、平成29年度は7月の早い時期に訪問・電話による勧奨を実施し、訪問・電話勧奨を行っていない40～74歳の未受診者にハガキによる受診勧奨を行うことで、受診率向上に努めます。
保険医療助成課	特定保健指導関係事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳の国民健康保険加入者のうち特定健康診査を受診した結果により特定保健指導の対象となった人に保健指導を行い、対象者自らが生活習慣を振り返り、生活習慣の改善に取り組み、自分の健康に関する自己管理ができるようになることを目的とします。そのことによりメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少、将来の医療費の削減を図ります。	特定保健指導の実施率（終了率）	津市第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画の基準によります。	50%	13.2%		動機付け支援の対象となった人への健康測定会での特定保健指導を行ったり訪問による勧奨を行いました。が、実施率向上には至りませんでした。また、積極的支援の実施率向上対策としてグループ支援や電話での勧奨を行いました。が、実施率向上には至りませんでした。今後は、対策の見直しを行い、目標達成を目指す必要があります。	2	平成28年度の実績として、電話や訪問による利用勧奨や健康測定会での特定保健指導、グループ支援など積極的に利用率向上のための取組を行いましたが、実施率向上には至りませんでした。平成29年度は津市国民健康保険保健事業実施計画を見直し、これまでの事業を評価し、効率的で効果的な事業方法を検討し、平成30年度から2期計画を作成し、特定保健指導実施率向上を目指す必要があります。	拡充・充実	これまで、特定保健指導実施率向上対策として、未利用者に対して健康測定会を実施していましたが、平成29年度はすべての特定保健指導対象者の案内通知に、「来所型コース」、「訪問型コース」、「健康測定会コース」の中から選べるように工夫します。また、健診啓発モデル地区において「健診結果説明会」を実施し、該当者があれば、特定保健指導を実施し、実施率向上をめざします。
保険医療助成課	がん検診等負担金	被保険者の健康保持及び増進を図ることを目的としています。	国保被保険者の肺がん検診受診率	肺がんは他のがんと比較し、件数が多く、1件あたりの医療費が高額であることから、平成27年12月策定の「津市国民健康保険保健事業実施計画書」で課題項目に取り上げているため、国保被保険者の肺がん検診の受診率にしました。	45%	34.3%		普及啓発に力を入れて受診率の向上に努めます。	3	がん予防及び早期発見を目的に助成を行うことにより、被保険者の負担軽減及び健康づくりの向上に寄与することができました。今後も受診率の向上に向けて、啓発に取り組んでいきます。	拡充・充実	被保険者の疾病予防、早期発見により医療費の抑制に寄与するため、今後も受診率の向上に向けて、啓発に取り組んでいきます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
保険医療助成課	一般事務費	市民・被保険者の健康保持・増進及び国民健康保険事業の理解を図るための啓発事業を行います。	国保だより発行回数	啓発活動に伴う事務費のため、広報津への折込回数にしました。	2回	2回		目標を達成できました。	4	国民健康保険事業への理解及び健康意識の向上に寄与することができました。	拡充・充実	健康保持・増進、国民健康保険事業への理解を深めるため、更なる啓発に努めます。
保険医療助成課	一般事務費	診療所における医療用機械器具の購入及び機器修繕に係る経費です。	安全・安心なまちづくりの実施	白山・美杉地域における地域医療の確保を目指します。			白山・美杉地域における地域医療の確保を目指します。	X線装置などの医療機械器具を導入による、充実した医療設備の環境が整ったことから、診療ができるようになりました。	4	「津市家庭医療クリニック」における医療設備（X線撮影装置、心電計、超音波装置、自動血圧計などの購入により、診療開始に向けた環境整備ができた。	現状維持	白山・美杉地域における地域医療の安心・安全な診療を成すもので、現状を維持します。
保険医療助成課	一般事務費	診療所維持の運営、白山・美杉地域における地域医療確保に係る経費です。	安全・安心なまちづくりの実施	白山・美杉地域における地域医療の確保を目指します。			過疎地域の医療であるので安心・安全な街づくりを目指します。	白山・美杉地域の医療確保のため、医師の確保、「家庭医療クリニック」開設に伴う施設整備ができました。また、安定的な診療もできました。	4	過疎地域にあって医療体制を確保することは、安全で安心して暮らせるまちづくりの根幹を成すものであり、大きな役割が果たせました。	現状維持	過疎地域にあって医療体制を確保することは、安全で安心して暮らせるまちづくりの根幹を成すもので、現状を維持します。
保険医療助成課	薬品費	診療に必要な医薬品の購入費です。	診療件数	診療行為に付随して投薬する医薬品であるため、診療件数が指標となります。			必要な医薬品を適宜調達し、支障なく診療します。	診療のみならず、「家庭医療クリニック」開設に向けての処方準備もできたことにより、目標を達成しました。	4	必要な医薬品を適宜調達し、支障なく診療または「家庭医療クリニック」開設に向けての処方準備が実施できました。	現状維持	今後も必要な医薬品を適宜調達し、支障なく診療を行います。



健康福祉部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
健康づくり課	一般管理事業	<p>市民の健康維持・増進を図るために、保健センター施設の管理運営及び保健衛生事業を行うとともに、河芸保健センター、美里保健センターの適切な維持管理と各保健センター施設（中央、河芸、芸濃、美里、安濃、香良洲、一志、白山）の使用許可業務を行い、利用者の利便性を図ります。</p> <p>また、保健事業等の円滑な推進を図るため、医師会や歯科医師会等との連携・協力を図ります。</p>	健康づくりの提供及び相談場所としての拠点	保健センターの場所や機能を広く市民に知ってもらうための周知や保健事業の啓発を行い、健康づくりの提供及び相談場所としての整備に努めます。			健康づくりや健康管理について学ぶ機会を提供し、健康や育児不安について気軽に相談ができる場所として、利用しやすい施設整備に努めます。	久居保健センターの整備に伴い健診及び相談事業がより安全・安心に行えるようになり、母子健康事業及び健康づくり事業推進が円滑に行えた。	4	「河芸保健センター」「美里保健センター」については、設備保守の業務委託により適切な管理運営を行うことができた。中央の改修工事に向け、実施設計委託を行った。	現状維持	中央保健センターの改修工事のための実施設計業務が終了した。新久居保健センターの整備に伴い、中央保健センターは中・北部地域の中核的保健センターとして、久居保健センターは南部地域の中核的保健センターとして確立され、地域の特性に合致した保健事業ができた。
健康づくり課	予防衛生事業	<p>市民の免疫水準をあげ、感染症の発生及び流行を防ぎ、市民の健康が保持できるよう予防接種の接種率向上に努めます。</p> <p>また、高齢者個人の感染症予防及び重症化予防を図るため、高齢者肺炎球菌ワクチンの費用助成等任意の予防接種を実施します。</p> <p>さらに、結核の早期発見と、感染予防をはかり、市民の健康維持のため予防接種、高齢者の胸部レントゲン検診を実施します。</p>	麻しん・風しん（MR）予防接種1期、2期の接種率	風しんの流行により、特定感染症予防指針がH26年3月に公布され、麻しんについては、H25年4月に指針が適用されており、共に接種率を95%以上にするという目標を掲げていることから成果指標として、MR予防接種の接種率を維持していくことに努めます。対象者への個別通知や赤ちゃん訪問、幼児健診での啓発や教育関係や保育園関係等と連携を図り接種率の維持に努めていきます。	95%	MR1期 100.8% MR2期 94.5%	平成26年度以降引き続き、個別通知、就学時健診を利用してのチラシ配布等で接種勧奨し、1歳6ヶ月児健診時における未接種者への接種勧奨、地区担当保健師による個別勧奨を実施し、MR1期については目標を上回ることができた。	3	<p>予防接種事業（定期接種【麻しん・風しん・四種混合・日本脳炎・ポリオ・BCG・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種・水痘・B型肝炎・高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ】）の接種勧奨及び（任意接種【高齢者肺炎球菌費用助成】）の啓発を行いました。平成26年度から県外接種費用助成（A類）を引き続き実施し接種率の向上に向け適切に実施してきました。</p> <p>特に、MR予防接種については、対象者への個人通知に加え、未接種者への通知と学校教育課との連携、広報等による接種勧奨を行い、1歳6か月児健診時の未接種者への接種勧奨および地区担当保健師からの接種勧奨の結果、接種につながりました。今後も、引き続き機会をとらえて効果的な市民への啓発が必要と考えます。</p> <p>また、平成28年10月から、B型肝炎予防接種が定期接種となったことから、接種の機会をえられるように個人通知など接種勧奨を実施しました。</p>	現状維持	予防接種事業（定期接種・任意接種）を市民に広報するとともに、保育、教育機関等との連携を図り、保護者等への周知徹底により、接種率の向上に努めます。	

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
健康づくり課	母子保健事業	市民が妊娠期から安心して出産に臨むことができ、出産後も健やかな育児ができるよう、途切れない支援を行い安心して産み育てられる母子保健の推進をめざします。 また、保護者が子どもの育ちに見通しが持てるよう、関係機関等とも連携を持ちながら、事業を通して出会いの機会を大切に、人との関係性が持てるような支援をめざします。	赤ちゃん訪問の訪問率	出産後、産後うつ及び育児などライフサイクルが急激に変わる時期であり、支援者と出会う機会として赤ちゃん訪問が大切な時期であるため、成果指標として設定します。	95%	95.8%	できる限り親子に会うため、不在の場合はチラシを投函したり、訪問拒否の場合も相談窓口の紹介を行う。 また、赤ちゃん訪問事業の目的に照らし、なるべく早期の訪問を心がける。	医療機関・関係機関とのネットワーク会議や、産後ケア事業実施における、医療機関・助産所とケース対応等を行ったことで、連携が強化され、早期に対象者が把握できる状況になっている。 長期の里帰り等で会えない場合は里帰り先に訪問を依頼したり、自宅に戻るのを待ち訪問するなど臨機応変に対応した。	3	妊娠出産包括支援事業として、産後ケア事業・産前産後サポート事業に取り組んだ。産後ケア事業では、出産後育児の協力者がおらず、育児不安が強い、育児の仕方がわからない、産後の疲労が強いなどの産婦を対象に医療機関・助産所に委託して宿泊等の方法で産後のレスパイト、育児指導、育児相談を行うことにより、産婦の疲労回復、育児手技の獲得、育児不安の軽減となった。産前産後サポート事業として、母子保健推進員による赤ちゃん訪問後の見守り訪問、妊婦教室・育児教室への協力・広場の開催を行った。また、利用者支援事業「母子保健型」として、市内10か所の保健センターで母子健康手帳交付時から、妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるようにケアプランを配布し、継続支援が必要なケースについては、医療機関・関係機関等と連携し、必要な時期に必要なサービスが受けられるような情報提供・啓発を行い、地区担当保健師とともに支援計画を作成し、地域の中で見守られながら安心して妊娠・出産・子育てができるよう継続支援を行った。	拡充・充実	できる限り4か月までの全ての乳児を訪問ができるように、妊娠届出時の啓発を産科医療機関等の協力を得ながら行っていきます。また、地域の見守り役としての母子保健推進員の活動支援を行うとともに、医療機関や関係機関との連携を強化し、必要な時期に必要な支援が受けられるよう、妊娠期から訪問、相談等保健指導の充実を図り、途切れない支援のための体制を整えていきます。
健康づくり課	健康診査事業	市民が健康意識を持ち自己の健康管理のために、健康増進法健康診査、39歳以下健康診査、肝炎ウイルス検診、がん検診（胃がん・乳がん・子宮がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん）、歯周病検診を受診できる体制を整備し、市民の疾病の早期発見と健康づくりに繋がります。	乳がん検診受診率（40～69歳のマンモグラフィ検査）	乳がんによる死亡率が年々増加しているなか、乳がん検診受診率は横ばい状態にある。国の指針に基づいて年齢上限の調整をした乳がん検診受診率は、（40～69歳のマンモグラフィ検査）は44.1%（平成23年度実績）であり、国の目標である50%受診率の向上を目指します。女性ががん検診を受けていくことで、家族の健康意識が高まり、次世代にも継承していくことから、乳がん受診率を健康診査事業の成果指標とします。	50%	22.1%	女性がん無料クーポン券対象者に対する再受診勧奨対象者が減少し、乳がん検診の受診者がやや減少しました。受診率の算出のための対象人口が変更になり、受診率が半減しました。 乳がん検診受診率（国の目標受診率50%×実績実現率44.2%）	3	乳がん検診無料クーポン券の対象者の減少にともない、受診者数がやや減少しました。受診率が半減したのは、国の通知により、受診率算出のための対象者の考え方が変更によるものです。29年度は、受診者数を増加のため、個別勧奨を増やすなど啓発を工夫します。	拡充・充実	市民へがん検診の必要性を広く啓発するとともに引き続き検診体制の充実が必要です。また、新規の受診者の増加や若い世代の受診率向上にための啓発方法について検討を重ねます。がん検診の精度管理として2医師会連絡協議会と協力し医療機関での受診勧奨を行って頂くとともに、未受診者には受診勧奨通知を送付し、精検受診率の向上を目指します。	



課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
健康づくり課	健康づくり事業	市民自らが健康づくりに取り組みこころ豊かに楽しく元気に過ごすことができるよう、新たに策定した津市第3次健康づくり計画に基づいて、健康づくり等に関する正しい知識や生活習慣の改善に繋がる情報提供に努め、乳幼児から高齢者にいたる生涯を通じた健康づくりを進めます。	ヘルスポランティアの活動の満足感や充実感について	ヘルスポランティアの活動の満足感や充実感を成果指標とします。			ヘルスポランティアの活動の満足感や充実感について（意見を聞く）	各支部の活動も定着化していく中、10支部の実態を聞き取りを行った。 組織の運営に一部の会員が苦慮しているところもあるが、健康づくり計画のディスカッションを通して市の健康づくりの推進力としての発揮意欲に繋がったと思われる。今後も、組織運営への関わりが必要と思われる。	3	生活習慣の改善や健康づくりは一人では続けにくいことから、健康づくりの推進役として各推進員の養成を行い、健康づくり推進員及び食生活改善推進員は地域に応じた活動を行い、地域の人材強化につなげることができた。しかし、担い手の高齢化、健康づくり以外の地域活動の充実から、活動の継続性が難しいという、課題がある。今後も、地域の実情を考慮し、推進員活動支援を続けていく。 ヘルスポランティア全体としては、毎年の合同研修会で、自らの活動意義を再認識し、市民をひきつける活動の在り方について、外部講師による研修を実施し、健康づくり推進への意欲向上につなげることができた。	拡充・充実	第3次健康づくり計画に基づき、食生活・栄養、運動、たばこ、生活習慣病・がんの4分野について重点的に取り組む分野の強化目標に向かって進める。対象を絞り、企業や学校等地域の幅広い社会資源との連携を構築する。また地域の団体やボランティアとの協働連携により、乳幼児から高齢者に至るまで、あらゆる世代の健康的な生活習慣を身につけられるように具体的な取り組みを市民と共に進めていく。
地域医療推進室	救急医療事業	地域救急医療の提供を円滑かつ迅速に推進するため救急医療事業を行い、市民の安全・安心に寄与します。 初期救急医療体制（こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所、応急クリニック）、二次救急医療体制（病院群輪番制）並びに三次救急医療体制（三重大学医学部附属病院救命救急センター）の役割を明確化し、市民の急病等に対応できる救急医療体制の充実を図ります。特に、三重大学医学部附属病院等の支援を得て、二次救急輪番病院への医師派遣事業及び津市救急遠隔画像診断システムの利用拡充に努め、さらに救急・健康相談ダイヤルの利用を促進し、救急搬送における二次救急医療機関への軽症者混在の改善を図り、二次救急医療体制の充実を図ります。	初期救急医療施設利用者数	二次救急病院において、初期救急患者と二次救急患者が混在することから、二次救急医療病院の疲弊を招いていることから、初期救急医療施設（休日応急・夜間こどもクリニック、久居休日応急診療所、夜間成人応急診療所）の利用度を高めることで二次救急医療施設の負担が軽減され、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となることから、初期救急医療施設の利用者数を指標とします。	11,000人	10,591人		平成28年度は、インフルエンザの流行が早く、長期間継続したことにより、平成27年度と比較して、利用者が270人増加しました。また、津市応急クリニックの開設に併せて、津市応急診療所の啓発に努めました。今後についても、さらに啓発に努め、初期救急、二次救急の役割を明確にしていきます。	4	救急搬送が、増加傾向にある中において、軽症者比率は減少しており、これまでの取組の結果、一定の効果が認められていることから、今後も引き続き、救急医療体制の改善に努めます。	拡充・充実	平成28年度は、二次救急医療機関の協力のもと、新たに土曜日輪番体制を開始するなど、二次救急輪番体制を補完する取組を実施しました。今後も二次救急医療機関等の関係機関と、二次救急輪番体制の課題等を協議し、市内医療資源を有効かつ効果的に活用した救急医療体制の確立を目指します。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
地域医療推進室	献血推進事業	採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう献血活動を推進します。 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血に対する市民の理解を深める啓発活動とともに、非常時に血液の安定供給ができるよう、献血活動を推進します。	市内事業所等における採血者数	市内事業所等における年間の採血者数の実績をもって、啓発等の事業効果を判断します。	3,500人	3,826人		実績値が前年度より増加し、目標数値を上回ることができました。医療技術の進歩や広域的な需給調整により安定的に事業が推進されており、県域における全体的な需給バランスは保たれています。	4	平成28年度も津まつりと同時開催される健康まつりにおいて献血を実施し、啓発用ティッシュを配布するなど、広く市民に啓発を行いました。また、若年層の献血率の向上を目的として、成人式において、オリジナルの啓発物品を配布しました。さらには、献血可能年齢以前からの献血思想等の教育が必要なことから、平成28年度は津市内の中学校に対し、中学献血セミナーの募集を働きかけるなど、献血教育に努めましたが、残念ながら学校行事等の計画後であったため、実績はありませんでした。	現状維持	医療技術の進歩や広域的な需給調整により、現在は安定的に事業が推進されていますが、将来の人口構造を鑑みると、若年層の献血率を向上させる必要があります。今後も引き続き、採血事業者や県等関係機関と協力し、事業の推進に努めます。
地域医療推進室	地域医療推進事業	地域医療推進室を設置し、救急医療、地域医療及び心急診療所等に係る業務を分掌し、関係機関との連携等による救急医療及び市民ニーズを踏まえた地域医療に係る業務の充実その他推進体制の強化を図ります。	地域医療体制の充実	救急医療や在宅医療の充実に向けた関係機関との連携強化のため、地域医療体制の充実を指標としました。			それぞれの立場で関係機関がチームとして連携し、住民が安心して暮らせる医療体制を充実	○在宅医療については、研修会や講演会を継続したことで、多職種連携や市民の在宅医療への理解をさらに進めることができました。 ○契約締結により、白山・美杉地域における救急医療や訪問診療等在宅医療の充実を図ることができました。 ○美杉地域の新たな医療拠点として津市家庭医療クリニックを平成29年4月に開設することとなりました。	4	○各医師会をはじめ関係機関等と連携・協働した多職種連携の取組に加え、在宅医療・介護連携推進事業の方向性等関係部署との共通理解が得られ、地域医療体制の充実に努めることができました。 ○白山・美杉地域における地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・福祉の多職種連携の取組と救急医療体制や地域医療体制の強化を図ることができました。 ○関係機関と協議の結果、医師の確保が可能となったため、美杉町奥津に津市家庭医療クリニックを整備する方針を示し、美杉地域における医療の確保を図ることができました。	現状維持	○引き続き、医師会をはじめ関係機関、関係部署と協働して、在宅医療に関する情報を共有しながら、地域包括ケアシステムの構築に向け、津市全体の地域医療体制の強化を図ります。 ○白山・美杉地域における救急医療や地域医療が県立一志病院を中心に安定的かつ継続的に実施されるよう、引き続き関係機関等と連携し、協議を進めます。



課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
地域医療推進室	こども応急クリニック管理運営事業	<p>初期救急医療体制の構築を図るべく医療機関の診療時間外における市民の急病に対応する応急診療を行い、市民の安心、安全に寄与するものです。</p> <p>休日・祝日等の昼間における市民の急病に対応する小児科・歯科の応急診療を行うとともに、近年の核家族化・少子化などにより、子育てに関し相談できる人がいないなど、育児不安や病気の発見遅れなどを招く場合が増加していることから、毎日の夜間（準夜帯）における小児科専門医による応急診療を行います。</p>	津応急診療所受診者数（診療所利用者数）	<p>救急医療事業の成果指標の項で、初期救急医療施設（こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所、応急クリニック）の利用度を高めることで二次救急医療施設の医療負担を軽減し、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となるという考え方から、初期救急医療施設の利用者（利用者）を指標としたところですので、診療所事業においても同様に受診者の伸びを成果指標とします。</p>	6,350人	6,068人		<p>インフルエンザの流行が例年に比べ早く、かつ長期間継続したものの、小児科においては、流行のピークがなだらかだったことから、昨年度と比較して利用者が217人減少しました。</p>	4	<p>津地区医師会、久居一志地区医師会、津歯科医師会、津薬剤師会等の協力のもと、連休や年末年始、インフルエンザ等の流行期における患者の急増に対応することができ、市民の急病時における安全・安心につなげることができました。また、年末年始の昼間の応急診療を実施するなど、小児科の応急診療の充実を図りました。さらには、処方薬について、管理医師、薬剤師等に相談の上、先発品から後発品（ジェネリック医薬品）に変更するなど、医薬材料費の縮減に努めました。</p>	<p>拡充・充実</p>	<p>小児科に係る年末年始の昼間の応急診療については、平成26年度から試行的に実施した結果、多くの利用があったことから、平成29年度から年末年始の昼間の応急診療を恒常的に実施し、市民の利便性の向上を図ります。</p>
地域医療推進室	久居休日応急診療所管理運営事業	<p>初期救急医療体制の構築を図るべく医療機関の診療時間外の休日における市民の急病に対応する応急診療を行い、市民の安心、安全に寄与します。</p>	久居応急診療所受診者数（診療所利用者数）	<p>救急医療事業の成果指標の項で、初期救急医療施設（こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所、応急クリニック）の利用度を高めることで二次救急医療施設の医療負担を軽減し、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となるという考え方から、初期救急医療施設の利用者（利用者）を指標としたところですので、診療所事業においても同様に受診者の伸びを成果指標とします。</p>	1,850人	1,751人		<p>インフルエンザの流行が例年に例年に比べ早く、かつ長期間継続したことにより、平成27年度と比較して、利用者が179人増加しました。</p>	4	<p>津地区医師会、久居一志地区医師会、津薬剤師会等の協力のもと、成人を対象とした休日昼間の応急診療を実施し、急な発熱や腹痛などの軽症受診者に医療を提供することができました。また処方薬について、管理医師、薬剤師等に相談の上、先発品から後発品（ジェネリック医薬品）に変更するなど、医薬材料費の縮減に努めました。</p>	<p>現状維持</p>	<p>津市応急診療所整備検討会から久居休日応急診療所については、継続されることが望ましいとの提言も受けたことから、津市応急クリニック開設後における津市応急診療所の受診者数の動向等を確認しながら、当面は継続して運営してまいります。また、今後についても、可能なものについては、先発品からジェネリック医薬品へ変更することにより、医薬材料費の縮減に努めます。</p>
地域医療推進室	応急クリニック管理運営事業	<p>毎夜間における成人の急病に対応する応急診療を行い、初期救急患者が受診し医療業務が過重となり疲弊が著しい二次救急病院の負担を軽減することで、救急搬送など重篤時の医療を確立し、市民の安全に寄与します。</p>	津成人応急診療所受診者数（診療所利用者数）	<p>救急医療事業の成果指標の項で、初期救急医療施設（こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、久居休日応急診療所、応急クリニック）の利用度を高めることで二次救急医療施設の医療負担を軽減し、初期から三次救急までのそれぞれの役割分担が明確となるという考え方から、初期救急医療施設の利用者（利用者）を指標としたところですので、診療所事業においても同様に受診者の伸びを成果指標とします。</p>	2,750人	2,772人		<p>インフルエンザの流行が例年に比べ早く、かつ長期間継続したことにより、平成27年度と比較して、利用者が308人増加しました。</p>	4	<p>○津地区医師会や久居一志地区医師会、津薬剤師会等の協力のもと、成人を対象とした夜間の応急診療を実施し、急な発熱や腹痛などの軽症受診者に医療を提供することができました。</p> <p>○平成29年4月1日に診療を開始する津市応急クリニックについて、津市応急診療所整備検討会の提言を踏まえ、処置室や特別診察室の整備、さらに医師会等の協力を得て、休日等の昼間の診療も開始することとしました。また、津市応急クリニックの平成29年4月1日の開設に向け、診療体制等についての検討や市民への啓発活動を行うなど、円滑に準備を進めることができました。</p>	<p>拡充・充実</p>	<p>平成29年4月1日からお城西公園西隣にて診療を開始する津市応急クリニックでは、これまで実施していなかった輸液処置や心電図検査等が可能となるよう処置室を設置し、また、新型インフルエンザ等の感染症にも対応できるよう、診察室とは別に特別診察室を設けるなど施設を充実させました。さらには、津地区医師会、久居一志地区医師会、津薬剤師会等の協力を得て、これまで診療している毎夜間に加え、日曜日、祝・休日及び年末年始の昼間も診療を実施するなど、診療内容を充実させます。</p>